

# 第24期 定時株主総会 招集ご通知



開催場所：大阪市北区梅田三丁目4番5号 毎日インテシオ4F 大会議室（D+E）  
開催日時：2022年6月27日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

## 目次

第24期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	19
監査報告書	34
株主総会参考書類	37
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）4名選任の件	
第4号議案 監査等委員である 取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬額設定の件	
第6号議案 監査等委員である 取締役の報酬額設定の件	
第7号議案 会計監査人選任の件	

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスク着用で対応をさせていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<https://www.vis-produce.com/>

株式会社 **ヴィス**

証券コード：5071

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目4番5号  
株 式 会 社 ヴ ィ ス  
代表取締役社長 中 村 勇 人

## 第24期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目4番5号  
毎日インテシオ4F 大会議室（D+E）
3. 株主総会の目的事項  
報 告 事 項 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.vis-produce.com/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
- ◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。  
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
- ◎会場は、接触感染リスク低減のため、座席間隔を拡げることから、十分な席数が確保できない可能性がございます。定員を超える株主の方がお越しの場合、入場制限を行わせていただく場合もございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明を省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.vis-produce.com/>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度(2021年4月1日～2022年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、新たな変異株の出現による感染再拡大への懸念が生じているなど、極めて厳しい状況にあり、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

国内におけるオフィスビル賃貸市場においては、東京ビジネス地区(千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)で新築ビルが一部で募集面積を残して竣工したほか、既存ビルでは大型解約等の影響があり、2022年3月時点の平均空室率は6.37%(2021年3月時点5.42%)と増加いたしました(出所:三鬼商事株式会社「オフィスマーケットデータ」)。一方で、テレワークの増加に伴い働き方に対する関心の高まりやオフィスのあり方に対する意識の変化が継続してみられ、サテライトオフィスやシェアオフィスの活用を検討するなど、働き方やオフィス環境を本格的に見直す企業が増えたことで、引き合いはコロナ禍以前の水準まで回復しております。

このような経済環境のもと、当社におきましては、成長企業や働き方の見直しに積極的な企業を中心に営業活動を行うとともに、デザインやレイアウトによって業務効率や従業員満足度が高められるデザイナーズオフィスを提供することで、働き方への関心の高まりやオフィスのあり方の変化に対応したオフィスづくりに貢献してまいりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高10,727百万円(前年同期比32.8%増)、営業利益1,008百万円(同93.2%増)、経常利益1,012百万円(同98.4%増)、当期純利益687百万円(同107.5%増)となりました。

なお、各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① デザイナーズオフィス事業

当事業年度における売上高は10,597百万円(同31.6%増)、セグメント利益(営業利益)は1,094百万円(同80.0%増)となりました。

#### ② VISビル事業

VISビル事業では、入居テナント等も決定し、既存ビルのバリューアップ等の提案を行うため、不動産収益とは別にはたらき方データの収集とその活用をこのVISビル「The Place」にて行っております。

以上の結果、当事業年度における売上高は129百万円(同529.0%増)、セグメント損失(営業損失)は1百万円(前年同期は57百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は50百万円であり、セグメントごとの設備投資の状況は、以下のとおりであります。

### ① デザイナーズオフィス事業

東京オフィスのリニューアルに伴う内装工事費用等12百万円、会計システムの入替7百万円、勤怠管理システムの入替2百万円を中心とする総額29百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

### ② VISビル事業

VISビルシェアオフィス増床費用等として総額20百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社が、事業の拡大及び経営の安定化を図っていく上で、取り組むべき課題は以下のとおりであります。

### ① デザイナーズオフィスの認知度向上

デザイナーズオフィスが世の中に浸透し、徐々に広がりつつありますが、国内外の認知度はまだ広がり余地があります。このため、デザイナーズオフィスの認知度を向上させることが重要な課題となっております。

### ② The Placeによるブランド力の強化

当社は、さらなる事業拡大のためにデザイナーズオフィスの認知度を向上させるとともに、そのブランド力を強化することが重要な課題であると認識しております。このため、デザイナーズオフィスの広告宣伝効果も期待できるThe Placeの早期収益化を図ることで、当社の強みを活かしたブランド力の強化と経営の安定化に取り組んでまいります。

### ③ WEBマーケティングの強化

当社は、継続的な成長のために、既存顧客へのフォローを継続するとともに、新規顧客を開拓し、新たな移転ニーズを見つけて、デザイナーズオフィスの提案をし続ける必要があります。このため、当社のマーケティング活動においては、新規案件獲得のために、WEBマーケティングを強化し、販売チャネルを拡充することが重要な課題となっております。

④ 内部管理体制の強化

当社は、継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレート・ガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が対処すべき重要な課題の一つと認識しております。施工物の品質管理については、施工品質のさらなる向上を目指し、設計・施工・購買の各業務において、チェック体制を構築しております。廃棄物処理については、電子マニフェストを法令で定める期日より早く回収しており、毎月開催されるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会で回収状況について報告する体制を構築しております。今後、事業規模の拡大に応じた内部管理体制と内部監査体制を充実させていくことにより、さらなるコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化に取り組んでまいります。

⑤ 法令遵守体制の強化

当社は、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社に対する真の理解と満足を獲得することが重要な課題と認識しております。今後、関係法令の遵守はもとより、社員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底してまいります。

⑥ 人材の確保・育成

当社は、デザイナーズオフィス事業をワンストップで提供するために、顧客のニーズや検討中の課題にあわせてデザイナーズオフィスの提案ができる人材を確保・育成することが重要な課題と認識しております。このため、次代を担う優秀な人材の確保に努めるとともに、人員効率の最大化を図るよう着実に教育・研修を実施していくことで、組織体制の整備を進めてまいります。

**(5) 財産及び損益の状況の推移**

区 分	第21期 (2019年3月期)	第22期 (2020年3月期)	第23期 (2021年3月期)	第24期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	8,670,125	9,298,109	8,075,347	10,727,457
経常利益(千円)	914,561	927,171	510,241	1,012,492
当期純利益(千円)	626,042	610,873	331,187	687,311
1株当たり当期純利益(円)	91.36	88.83	40.61	84.09
総資産(千円)	4,247,577	5,234,622	5,271,539	6,927,706
純資産(千円)	1,970,113	3,436,082	3,647,541	4,280,677
1株当たり純資産(円)	287.51	421.49	446.90	521.78

- (注) 1. 当社は、2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算定しております。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

**(6) 重要な親会社及び子会社の状況**

該当事項はありません。

**(7) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)**

区 分	事 業 内 容
デザイナーズオフィス事業	オフィスデザイン、オフィス仕器の仕入・販売
VISビル事業	VISビルにおける不動産賃貸、シェアオフィス及びコワーキングスペースの運営 入居テナントに対するオフィスデザイン、オフィス仕器の仕入・販売

**(8) 主要な営業所(2022年3月31日現在)**

本社	大阪府大阪市北区
東京オフィス	東京都港区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区

**(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)**

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
224名	15名増	32.0歳	4.3年

セグメントの名称	従業員数
デザイナーズオフィス事業	224名
VISビル事業	－名
合 計	224名

(注) VISビル事業の従業員数が0名であるのは、同事業は従業員が兼務して行っており、専従の担当者がいないためであります。

**(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)**

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 27,409,200 株 |
| (2) 発行済株式総数    | 8,204,050 株  |
| (3) 株主数        | 2,774 名      |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社クレド	3,430,000 株	41.8 %
中村 勇人	2,450,400 株	29.9 %
ヴィス従業員持株会	223,800 株	2.7 %
松井証券株式会社	146,700 株	1.8 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	130,900 株	1.6 %
野村信託銀行株式会社（投信口）	102,000 株	1.2 %
大滝 仁実	100,950 株	1.2 %
金谷 智浩	100,950 株	1.2 %
上田八木短資株式会社	68,100 株	0.8 %
楽天証券株式会社	63,700 株	0.8 %

(注) 持株比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式総数が42,750株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 1 回新株予約権		第 2 回新株予約権		第 3 回新株予約権
発 行 決 議 日	2014年10月23日		2016年 1 月27日		2018年 3 月20日
区 分	取締役 (注) 1	監査役	取締役 (注) 1	社外 取締役	取締役 (注) 1
保 有 者 数	2 名	1 名	2 名	1 名	1 名
新 株 予 約 権 の 数	400個	30個	400個	30個	30個
新株予約権の目的となる株式の数	(注) 2、3 60,000株	(注) 2、3 4,500株	(注) 2、3 60,000株	(注) 2、3 4,500株	(注) 3 4,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式		普通株式
新株予約権 1 個当たりの発行価額	無償		無償		無償
権利行使時 1 株当たりの行使価額	(注) 1、2 171円		(注) 1、2 374円		(注) 2 341円
権 利 行 使 期 間	2016年10月25日から 2024年10月23日まで		2018年 1 月28日から 2026年 1 月26日まで		2020年 3 月21日から 2028年 3 月19日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第 1 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第 2 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第 3 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 1. 社外取締役分は含まれておりません。  
 2. 2016年10月17日付で普通株式 1 株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「権利行使時の 1 株当たりの払込金額」は調整されております。  
 3. 2019年 8 月29日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「権利行使時の 1 株当たりの払込金額」は調整されております。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 勇 人	
常 務 取 締 役	大 滝 仁 実	クリエイティブ事業本部長
常 務 取 締 役	金 谷 智 浩	デザイナーズオフィス事業本部長兼務同事業本部CM事業部長
取 締 役	矢 原 裕 一 郎	管理本部長
取 締 役	浜 本 亜 実	株式会社Humanext 代表取締役 一般社団法人21世紀学び研究所 理事
取 締 役	戸 出 健 次 郎	戸出総合法律事務所 代表弁護士
常 勤 監 査 役	宇 都 宮 則 夫	
常 勤 監 査 役	小 川 金 郎	
監 査 役	村 岡 由 隆	株式会社赤坂 代表取締役 有限会社マインドミフー 代表取締役
監 査 役	西 村 勇 作	梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 ステラケミア株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 浜本亜実氏及び戸出健次郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 宇都宮則夫氏、小川金郎氏、村岡由隆氏及び西村勇作氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 戸出健次郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 西村勇作氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の統治を監査する十分な知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 浜本亜実氏、戸出健次郎氏及び監査役 西村勇作氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、社外取締役浜本亜実氏、社外取締役戸出健次郎氏、社外監査役宇都宮則夫氏、社外監査役小川金郎氏、社外監査役村岡由隆氏及び社外監査役西村勇作氏の6氏との間で、当該契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。

### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

業務取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に向け、各取締役に求められる職責及び能力等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。

社外取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に向け、業務執行から独立した立場で経営を監督及び助言する立場を考慮し、社外取締役として各々の果たす役割等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。

また、当該方針の決定方法は、任意の報酬委員会の答申を尊重した上で、取締役会決議により決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

#### ② ①以外の会社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社は、監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

監査役の報酬等は、取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、常勤・非常勤の別や監査役として各々の果たす役割等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。なお、各監査役の報酬等は、監査役の協議により決定いたします。

また、当該方針の決定方法は、監査役会決議により決定いたします。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役については2014年5月28日開催の第16回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されており（同定時株主総会終結時の取締役の員数は3名）、監査役については2014年5月28日開催の第16回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております。（同定時株主総会終結時の監査役の員数は1名）

## ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	137,100 (7,200)	137,100 (7,200)	- (-)	- (-)	6 (2)
監査役 (うち、社外監査役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	- (-)	- (-)	4 (4)

## (6) 社外役員に関する事項

① 当期における社外役員の状況は次のとおりです。

氏名	浜本 亜実
地位	取締役
兼職の状況	株式会社Humanext 代表取締役 一般社団法人21世紀学び研究所 理事 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全13回全てに出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。

氏名	戸出 健次郎
地位	取締役
兼職の状況	戸出総合法律事務所 代表弁護士 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全13回全てに出席し、弁護士として企業法務に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員長を務め、経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。

氏名	宇都宮 則 夫
地位	監査役
兼職の状況	該当事項はありません。
活動の状況	当事業年度に開催された取締役会全13回全て、監査役会全14回全てに出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。

氏名	小 川 金 郎
地位	監査役
兼職の状況	該当事項はありません。
活動の状況	当事業年度に開催された取締役会全13回全て、監査役会全14回全てに出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。

氏名	村 岡 由 隆
地位	監査役
兼職の状況	株式会社赤坂 代表取締役 有限会社マインドミフー 代表取締役 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
活動の状況	当事業年度に開催された取締役会全13回全て、監査役会全14回全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、適宜発言を行っております。

氏名	西 村 勇 作
地位	監査役
兼職の状況	梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 ステラケミファ株式会社 社外取締役（監査等委員） なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
活動の状況	当事業年度に開催された取締役会全13回全て、監査役会全14回全てに出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務めております。

- ② その他社外役員に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	17,500千円
(2) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	-千円
2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

- (注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査計画における監査内容を勘案し、報酬額の見積り目の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が業務執行の公正性及び効率性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、以下のとおり、内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。

### (1) 業務の適正を確保するための体制の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. コンプライアンス体制の基礎として、取締役、執行役員及び使用人が遵守すべき規範である「クレド」及び「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
  - ロ. コンプライアンス体制を実現、維持するために、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、会社の全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定を行う。
  - ハ. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の活動は、四半期毎に、または必要に応じて開催し、取締役会に報告する。
  - ニ. 反社会的勢力とは一切関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等と連携して、毅然とした態度で対処する。
  - ホ. 法令違反またはコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するための通報体制として、「公益通報者保護規程」を運用し、通報窓口として社外監査役を設置する。
  - ヘ. 内部監査部門である内部監査室において、コンプライアンス実施状況を監査するものとし、監査結果を代表取締役へ報告し協議する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、「職務分掌規程」に定める主管部署が法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、当該情報の性質（機密性・重要性）に応じた的確に所定の年数を保存・管理する。
  - ロ. 当該主管部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. リスク管理体制の実現、徹底を図るために、四半期毎にリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催するとともに、内部監査室を設置し、互いに連携して当社のリスクに対して継続的に監視するほか、予めリスクを想定、分類、評価して、リスク発生を予防するとともに、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急管理体制の整備を統括する。
  - ロ. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会及び内部監査室は、具体的な個別事案を含めて、リスク管理体制の整備状況を検討し、定期的にまたは必要に応じて取締役会に報告する。



- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- イ. 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。業務執行については、予め定められた「職務権限規程」、「職務分掌規程」等により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化する。
  - ロ. 取締役、執行役員及び使用人が共有する目標を持ち、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的目標及び効率的な方法を各部門長が定め、その実施結果を迅速にデータ化して、各部門長と管理本部が分析した結果を取締役に報告する。それを受けて取締役会では、目標達成を阻害する要因を排除・低減化する方策を決定し、各部門へ報告する体制によって効率化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、当該人員の取締役からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の指示命令下で業務を行い、取締役及び使用人からの指揮命令は受けない。また、当該人員の人事異動及び人事評価等については監査役の意見を尊重して行う。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- 取締役は、次に定める事項を監査役に報告する。
- イ. 取締役会、経営会議で協議された事項
  - ロ. 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ハ. 日々の経営状況として重要な事項
  - ニ. 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
  - ホ. 重大な法令・定款違反
  - ヘ. 内部通報の状況及び内容
  - ト. コンプライアンス上重要な事項
  - チ. 取締役または執行役員が決裁した稟議事項
  - リ. 取締役または執行役員が決裁した契約事項
  - ヌ. 訴訟に関する事項
- 使用人は、次にに関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告する。
- イ. 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ロ. 日々の経営状況として重要な事項
  - ハ. 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
  - ニ. 重大な法令・定款違反

- ⑦ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - イ. 報告をした者に対して、これを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止することを「公益通報者保護規程」に規定し、当社取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - イ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 監査役に対して、取締役及び使用人へのヒアリングを行う機会を与える。
  - ロ. 監査役に対して、代表取締役との定期的な意見交換を行う機会を与える。
  - ハ. 監査役に対して、会計監査人及び内部監査室との間で定期的な意見交換を行う機会を設ける。
  - ニ. 監査役から内部監査室に対して、要望する事項の内部監査の実施とその報告を受ける。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役会

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改廃等について付議され、決議しております。取締役会においては、会社の経営に関わる重要事項の執行、状況について報告が行われ、取締役会の決議、指示に適正に従っているかを確認するとともに、その報告を受けて目標達成を阻害する要因を排除・低減化する方策を決定し、各部門へ指示して、経営の効率化を図っております。

### ② リスクマネジメント・コンプライアンス体制

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を毎月開催し、会社の全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定を行っております。また、内部監査室と互いに連携して当社のリスクを継続的に監視する他、リスク管理体制の整備状況については適宜取締役会に報告しております。また、社内弁護士が法的な検討、対応を行うよう体制を整備し法令違反の未然防止につとめております。

③ 情報の保存及び管理

文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役会及び重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役及び監査役の求めに応じて随時閲覧提供しております。

④ 内部監査の実施

内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

⑤ 監査役の職務の執行について

取締役会には監査役全員が、重要な会議には常勤監査役が出席し、業務の執行状況を確認しております。また、監査役は代表取締役との定期的な意見交換も実施しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。利益配分につきましては、収益力を強化し、継続的かつ安定的に配当を行うため、配当性向20%を基準としております。また、内部留保資金につきましては、業容拡大を目的とした中長期的な事業原資として有効に活用していく所存であります。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、決定機関は株主総会となっております。また、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に基づき、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てて、比率については、注記した事項を除き表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,686,282</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,615,786</b>
現金及び預金	3,621,252	買掛金	1,324,544
売掛金	934,545	未払金	33,706
仕掛品	60,773	未払費用	229,193
貯蔵品	3,292	未払法人税等	271,833
前払費用	64,384	未払消費税等	167,115
未収入金	1,486	前受金	514,281
その他	547	預り金	13,169
<b>固定資産</b>	<b>2,241,424</b>	賞与引当金	61,943
<b>有形固定資産</b>	<b>1,949,601</b>	<b>固定負債</b>	<b>31,241</b>
建物	776,938	資産除去債務	2,896
構築物	1,782	その他	28,345
工具、器具及び備品	43,794	<b>負債合計</b>	<b>2,647,028</b>
土地	1,127,085	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>19,976</b>	<b>株主資本</b>	<b>4,280,677</b>
ソフトウェア	19,900	資本金	522,211
その他	76	資本剰余金	497,181
<b>投資その他の資産</b>	<b>271,846</b>	資本準備金	497,181
敷金及び保証金	129,849	<b>利益剰余金</b>	<b>3,261,285</b>
長期前払費用	44,463	利益準備金	6,250
繰延税金資産	97,532	その他利益剰余金	3,255,035
		繰越利益剰余金	3,255,035
		<b>純資産合計</b>	<b>4,280,677</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,927,706</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,927,706</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>売 上 高</b>		
デザイナーズオフィス事業売上高	10,597,847	
VISビル事業売上高	129,610	<b>10,727,457</b>
<b>売 上 原 価</b>		<b>7,875,797</b>
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>2,851,660</b>
<b>販 売 費 及 び 一 般 管 理 費</b>		<b>1,843,336</b>
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,008,323</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	100	
受 取 手 数 料	2,710	
受 取 保 険 金	507	
助 成 金 収 入	1,437	
そ の 他	448	<b>5,204</b>
<b>営 業 外 費 用</b>		
固 定 資 産 除 却 損	930	
そ の 他	106	<b>1,036</b>
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,012,492</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,012,492</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	344,515	
法 人 税 等 調 整 額	△19,334	<b>325,181</b>
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>687,311</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	新株式 申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
			資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	516,501	280	491,494	491,494	6,250	2,633,014	2,639,264	3,647,541	3,647,541
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	5,709	△11,396	5,686	5,686	-	-	-	-	-
新株式申込証拠金の払込	-	11,115	-	-	-	-	-	11,115	11,115
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△65,290	△65,290	△65,290	△65,290
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	687,311	687,311	687,311	687,311
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	5,709	△280	5,686	5,686	-	622,020	622,020	633,136	633,136
当 期 末 残 高	522,211	-	497,181	497,181	6,250	3,255,035	3,261,285	4,280,677	4,280,677

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品	……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
構築物	10～15年
工具、器具及び備品	3～15年

##### (2) 無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

##### (1) デザイナーズオフィス事業

デザイナーズオフィス事業においては、主にオフィスの設計・施工を行っております。これらのうち工事契約については、履行義務を充足する進捗に合わせ一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、当社の工事契約のほとんどは、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合に該当すると見込まれており、その場合は一定の期間にわたり収益を認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

その他、工事契約以外のオフィス家具や什器等の販売については、顧客による検収が完了した時点をもって収益を認識しております。

##### (2) VISビル事業

VISビル事業においては、自社で運営している「The Place」においてオフィススペースの賃貸を行っている他、入居企業に対しオフィスの設計・施工及びオフィス家具や什器等の販売を行っております。

入居企業に対するオフィスの設計・施工及びオフィス家具や什器等の販売については、(1) デザイナーズオフィス事業における収益の認識方法と同様の方法によっております。

なお、オフィススペースの賃貸取引については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に従っております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法……支出時に全額費用として処理しております。



## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に係る収益について、従来は進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、進捗率を見込むことができない工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、当社の工事契約のほとんどは、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合に該当すると見込まれており、その場合は一定の期間にわたり収益を認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方法を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益計算書に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

当社の事業活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けており、今後も当社の業績に一定の影響が及ぶことが想定されます。しかしながら、同感染症拡大の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあるため、同感染症拡大の影響が翌事業年度においても一定期間に渡り継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性及び事業用固定資産の収益性等に関する会計上の見積りを行っております。

なお、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき見積りを行っておりますが、同感染症拡大による影響は不確定要素が多く、感染拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 追加情報

### (子会社の設立)

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において、新たに子会社を設立することについて決議し、2022年4月1日付で株式会社ワークデザインテクノロジーズを設立いたしました。

#### 1. 子会社設立の目的

当社は、主力事業であるデザイナーズオフィス事業を中心に事業を展開してまいりました。今後は、社会の変化がもたらした、働き方の変化から「ワークデザインカンパニー」としてビジネス領域を拡大するため、「コンサルティング」「ブランディング」「ワークスタイリング」の3事業の内、コンサルティング業及びワークデザインプラットフォーム開発を専業とする連結子会社を設立し、独立した法人として意思決定の迅速化及び機動的な事業運営を実現し、競争力の強化と当社グループの継続的な企業価値の更なる向上を目指してまいります。

#### 2. 子会社の概要

(1) 名称	株式会社ワークデザインテクノロジーズ	
(2) 所在地	東京都港区東新橋2丁目14番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 金谷 智浩 (当社常務取締役)	
(4) 事業内容	ワークデザインに関連したコンサルティング業務全般等	
(5) 資本金	40,000千円	
(6) 設立年月日	2022年4月1日	
(7) 大株主及び持株比率	当社 100%	
(8) 決算期	3月末日	
(9) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社が100%出資する子会社であります。
	人的関係	当社取締役1名が当該会社の代表取締役を兼任しております。
	取引関係	当社との営業上の取引及び子会社の管理業務を受託しております。

**貸借対照表に関する注記**

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務  
該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 151,510 千円

**株主資本等変動計算書に関する注記**

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,161,300	42,750	-	8,204,050

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	65,290	8.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月27日開催予定の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	139,468	利益剰余金	17.00	2022年 3月31日	2022年 6月28日

4. 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 223,500株

## 税効果会計関係に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	15,230千円
未払事業所税	1,202 "
賞与引当金	18,967 "
未払費用	41,323 "
一括償却資産	3,245 "
保証金	1,687 "
資産除去債務	15,612 "
その他	263 "
繰延税金資産小計	97,532千円
評価性引当額	- "
繰延税金資産合計	97,532千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	-千円
繰延税金資産の純額	97,532千円

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15 "
住民税均等割	0.60 "
税額控除	△4.28 "
留保金課税	4.67 "
その他	0.36 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.12%

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については、自己資金による充当を基本としておりますが、新規事業計画及びこれに付帯する不動産購入、設備投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、銀行借入により必要資金を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等によっております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、不測の損害が生じないようにするため、与信管理規程に従い、担当部署が顧客の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握、また、各営業担当者が支払条件や取引相手の信用状況に応じて期日及び残高等を適切に管理することで、リスクの軽減を図っております。なお、ほとんどが1年以内の短期間で決済されております。

敷金及び保証金は、主に当社の各拠点事務所の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及びその他金銭債務である未払金は、その全てが1年以内に支払期日が到来するものであります。

これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、月次で資金繰り計画を作成するとともに、適正な手元流動性を維持することにより管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
敷金及び保証金	118,516	118,266	△250
資産計	118,516	118,266	△250

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

科目	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,621,252	-	-	-
売掛金	934,545	-	-	-
敷金及び保証金(※)	47,938	36,686	32,604	1,288
合計	4,603,736	36,686	32,604	1,288

(※) 差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)を控除しております。

(注) 3. 金銭債務の決算日後の償還予定額

科目	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
買掛金	1,324,544	-	-	-	-	-
未払金	33,706	-	-	-	-	-
合計	1,358,250	-	-	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	118,266	－	118,266
資産計	－	118,266	－	118,266

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 敷金及び保証金

敷金に係る部分の時価は、差入先ごとに返還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローと、返還予定時期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪府において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損失は1百万円（賃貸収益及び賃貸費用は、それぞれ売上高及び売上原価に計上）であります。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び時価の算定方法については、下記のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	期首残高	1,870,137
	期中増減額	△12,674
	期末残高	1,857,462
期末時価		1,740,000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、主な増加額はVISビルシェアオフィス増床工事費用20,106千円、減少額は減価償却費33,031千円であります。

3. 期末の時価は、土地については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきますが、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合は直近の不動産鑑定評価を行った時から当該評価額や指標を用いて調整した金額をもって時価とみなし、建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

## 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。



## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	デザイナーズ オフィス事業	VISビル事業	合計
関東	6,875,690	－	6,875,690
関西	1,813,321	65,900	1,879,221
中部	1,368,693	－	1,368,693
その他	540,141	－	540,141
顧客との契約から生じる収益	10,597,847	65,900	10,663,747
その他の収益	－	63,710	63,710
外部顧客への売上高	10,597,847	129,610	10,727,457

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
売掛金	553,717
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
売掛金	934,545
契約負債(期首残高)	
前受金	333,232
契約負債(期末残高)	
前受金	506,426

契約負債は、主に工事契約に基づいて顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は332,232千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

**1 株当たり情報に関する注記**

1. 1株当たり純資産額	521円78銭
2. 1株当たり当期純利益	84円09銭

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社ヴィス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 島 康 生  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書の作成状況について検討しました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社ヴィス 監査役会		
常勤監査役 宇都宮則夫		印
常勤監査役 小川 金郎		印
監査役 村岡 由隆		印
監査役 西村 勇作		印

(注) 監査役はいずれも、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金17円00銭  
総額 139,468,850円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月28日

**第2号議案 定款一部変更の件**

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長による企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の整備を図るための変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、電子提供措置等に関する規定の新設並びに株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 当社及び当社子会社の業容の拡大及び今後の事業展開の多様化に備えるため事業目的の追加等を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (現行どおり)
(4) インテリア製品、エクステリア製品の輸入および販売	(4) インテリア製品、エクステリア製品の輸入、販売および製造
(5) (省略)	(5) (現行どおり)
(6) 店舗設備、什器備品の賃貸並びに販売、斡旋	(6) 店舗設備、什器備品の賃貸並びに販売、斡旋、製造
(7)～(9) (省略)	(7)～(9) (現行どおり)
(10) オフィス設備、什器備品の賃貸並びに販売、斡旋	(10) オフィス設備、什器備品の賃貸並びに販売、斡旋、製造
(11)～(14) (省略)	(11)～(14) (現行どおり)
(新 設)	(15) 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託
(新 設)	(16) 投資およびコンサルティング業務
(15) 前各号に付帯する一切の事業	(17) 前各号に付帯する一切の事業

現行定款	変更案
<p>第3条～第4条（省略）</p> <p>（機関の設置）</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条（省略）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第15条～第17条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第3条～第4条（現行どおり）</p> <p>（機関の設置）</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査等委員会</li> </ol> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</li> </ol> <p>第15条～第17条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</li> </ol>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (省略) 3 (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (省略) 3 (省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)  第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集、議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)  第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)  第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)  第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長がこれを招集、議長となる。</p> <p>2 代表取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)  第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)  第25条 当社は、議決に加わることができる取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)  第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)  第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)  第27条 (省略)</p>	<p>(取締役会の議事録)  第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)  第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ別して株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会(監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員をその決議によって選定することができる。)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)  第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)  第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)  第38条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)  第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)  第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)  第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 会計監査人  第40条～第41条 (省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)  第42条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人  第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)  第38条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算  第43条～第46条 (省略)</p>	<p>第7章 計算  第39条～第42条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="384 161 520 216">附則 (新設)</p> <p data-bbox="405 429 498 453">(新設)</p>	<p data-bbox="1029 161 1079 185">附則</p> <p data-bbox="757 190 1356 405"> <b>第1条</b> (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)            2022年6月開催の第24期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除および監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。         </p> <p data-bbox="757 429 1356 855"> <b>第2条</b> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の削除および電子提供措置等の新設に伴う経過措置)            変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。  <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。  <u>3</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。         </p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、取締役6名全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	<b>再任</b> <small>なかむら はやと</small> <b>中村 勇人</b> (1960年7月18日)	1978年4月 (株)彩ユニオン 入社 1998年4月 (有)ヴィス (現(株)ヴィス) 設立 1999年1月 (株)ヴィス 組織変更 代表取締役社長 就任 (現任) 2015年3月 (株)クレド 取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	5,880,400
	[取締役候補者とした理由] 同氏は、1998年に当社を設立し、以来常に優れた先見性と強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績とワークデザイン及び経営全般に関する知識と経験から、今後も経営方針・企業戦略の意思決定並びに業務執行の監督を担う取締役として、当社の持続的な成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	<b>再任</b> <small>おおたき ひとみ</small> <b>大滝 仁実</b> (1964年10月24日)	1987年4月 (株)彩ユニオン 入社 2003年1月 個人事務所スタイル 開業 2006年3月 当社取締役 就任 2010年4月 当社クリエイティブ事業部 (現クリエイティブ事業本部) 長 (現任) 2015年4月 当社クリエイティブ事業本部第4事業部長 2015年7月 当社常務取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	100,950
	[取締役候補者とした理由] 同氏は、2006年3月から当社取締役を務め、設計部門の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、デザイナーズオフィス事業の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、優れた経営管理能力を発揮していることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	再任 かなたに ともひろ <b>金谷 智浩</b> (1976年7月19日)	1999年4月 (株)実鷹企画(現(株)学情)入社 2004年10月 当社入社 2009年4月 当社執行役員 就任 2010年4月 当社東京事業部(現デザイナーズオフィス事業本部第1、2、3、4事業部)長 2010年5月 当社取締役 就任 2015年4月 当社デザイナーズオフィス事業本部長(現任) 同事業本部CM事業部長(現任) 2015年7月 当社常務取締役 就任(現任)  (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	100,950
[取締役候補者とした理由]		同氏は、2010年5月から当社取締役を務め、営業部門の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、デザイナーズオフィス事業の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、優れた経営管理能力を発揮していることから引き続き取締役候補者といいたしました。	
4	再任 やばら ゆういちろう <b>矢原 裕一郎</b> (1967年1月31日)	1991年4月 飛鳥都市開発(株)入社 1997年9月 協和電線産業(株)入社 1998年4月 関西メンテナンス(株)(現オリックス・ファシリティーズ(株))入社  2008年4月 (株)大伸社入社 2008年11月 (株)フジ医療器入社 2010年7月 生和コーポレーション(株)入社 2013年11月 ジャパンコンストラクトフード(株)(現ACA Next(株))入社 2014年8月 FREEMIND holdings(株)(現(株)FREEMIND)入社 2017年8月 当社入社 管理本部長 2018年1月 当社取締役 就任(現任) 管理本部長(現任)  (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	-
[取締役候補者とした理由]		同氏は、2018年1月から当社取締役を務め、管理部門の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、デザイナーズオフィス事業の経営管理全般にわたる豊富な景観と財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 代表取締役中村勇人の所有株式数は、同氏の資産管理会社である(株)クレドが保有する株式数を含んでおります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、監査役4名全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	<p>新任／社外</p> <p>はまもと あみ 浜本 亜実 (1976年9月25日)</p>	<p>1997年4月 (株)オリエントコーポレーション 入社 1998年3月 シャネル(株) 入社 2002年8月 (株)ユースプランニングセンター 入社 2003年1月 森ビル(株) 入社 2005年10月 (株)Humanext 設立 代表取締役 就任(現任) 2015年4月 当社取締役 就任(現任) 2016年5月 (一社)21世紀学び研究所 理事 就任(現任) 2016年12月 (株)SOEASY 取締役 就任</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)Humanext 代表取締役 (一社)21世紀学び研究所 理事</p>	-
	<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 同氏は、長きにわたり事業会社における企業経営者として経営に携わり、顧客サービスや社員への人材教育・育成の指導経験も豊富で、経営戦略面からも取締役会の活性に資するものと期待し、客観的かつ中立の立場で当社の経営を監督・助言いただくために適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>		
2	<p>新任／社外</p> <p>とで けんじろう 戸出 健次郎 (1976年1月15日)</p>	<p>2005年10月 司法試験合格 2007年9月 野田総合法律事務所 入所(弁護士登録) 2009年9月 藤原法律事務所 入所 2010年3月 悠総合法律事務所 設立(共同代表弁護士) 2015年1月 戸出総合法律事務所 設立(代表弁護士)(現任) 2018年7月 当社取締役 就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 戸出総合法律事務所 代表弁護士</p>	-
	<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 同氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識を有しており、当社のコンプライアンス強化、コーポレートガバナンス向上に貢献していただけると判断し、客観的かつ中立の立場で経営を監督・助言いただくために適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	<b>新任／社外</b> <small>うつのみや のりお</small> 宇都宮 則夫 (1957年2月14日)	1980年4月 大阪総合信用(株) (現SMBCファイナンスサービス(株)) 入社 2014年4月 当社監査役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	-
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 同氏は、長きにわたり在籍した信販会社での豊富な経験と、企業法務及び会計に関して相当程度の高い知見から、当社の企業統治に貢献されるものと期待し、客観的かつ中立の立場で経営を監督・助言いただくために適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		
4	<b>新任／社外</b> <small>にしむら ゆうさく</small> 西村 勇作 (1970年1月5日)	1992年4月 (株)第一勧業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入社 1996年11月 司法試験合格 1999年4月 梅ヶ枝中央法律事務所 入所 (現任) 2006年6月 (株)バイオマーカーサイエンス 監査役 就任 2012年6月 ステラケミファ(株) 監査役 就任 2016年6月 同社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2019年1月 当社監査役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 ステラケミファ(株) 社外取締役 (監査等委員)	-
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 同氏は、弁護士として企業法務に精通し、法律面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かしていただくことで、より効率的に監査機能を強化し得ると期待し、客観的かつ中立の立場で経営を監督・助言いただくために適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 浜本亜実氏、戸出健次郎氏、宇都宮則夫氏、西村勇作氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の浜本亜実氏及び戸出健次郎氏は現在も当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって浜本亜実氏は7年3か月、戸出健次郎氏は4年となります。
4. 当社は、浜本亜実、戸出健次郎、宇都宮則夫及び西村勇作の4氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害 (ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して浜本亜実、戸出健次郎及び西村勇作の3氏を独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内とさせていただきます。なお、これは、現在の取締役の報酬限度額と同額であります。

当社は監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、企業価値の持続的な向上を図るため、各取締役に求められる職責や能力等に応じて、固定報酬のみを毎月支給することを基本方針とすることとしております。本議案の内容は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、現在の取締役の報酬額や同規模会社の報酬水準、昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮して定めたものであることから、相当であると考えております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分として給与に含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とさせていただきます。なお、これは、現在の監査役の報酬限度額と同額であります。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が、太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点で監査ができ、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用等であり、会計監査人としての独立性及び専門性、品質管理体制、監査実績等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名称	太陽有限責任監査法人		
事務所	主たる事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー22階 その他の事務所 大阪事務所ほか11事務所		
沿革	1971年9月 太陽監査法人設立 1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年1月 A S G監査法人と合併し、太陽A S G監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年7月 優成監査法人と合併		
概要	構成人数	代表社員・社員	88名
		特定社員	4名
		公認会計士	304名
		公認会計士試験合格者等	246名
		その他専門職	181名
		事務職員	89名
		契約職員	224名
		合計	1,136名
		金融商品取引法・会社法監査関与会社数	299社

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目4番5号  
毎日インテシオ4F 大会議室 (D+E)  
TEL 06-6457-6788



交通	J R 大阪駅 (桜橋口)	徒歩約 9 分
	阪神大阪梅田駅	徒歩約 8 分
	J R 東西線 北新地駅	徒歩約 9 分
	地下鉄四つ橋線 西梅田駅	徒歩約 8 分
	地下鉄御堂筋線 梅田駅	徒歩約 11 分
	地下鉄谷町線 東梅田駅	徒歩約 12 分
	阪急大阪梅田駅	徒歩約 18 分

※当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご了承願います。